様式第一号

【関連当事者情報】

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

（記載上の注意）

1．「種類」の欄には、第４条第８項各号に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。

2．「所在地」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあっては市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する関連当事者にあってはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。

3．「議決権等の所有割合」の欄には、議決権等の所有関係を直接・間接の別がわかるように記載すること。

4．「関連当事者との関係」の欄には、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、関連当事者が第三者のために機構との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。

　兼任をしている機構の役員の有無のほか、出向、転籍等の形態により機構から派遣されている役員の有無について期末日現在の状況を記載すること。

5．機構と第三者との間の取引が、実質的に機構と関連当事者との間の取引である場合には、その旨及び当該第三者の名称又は氏名を「取引の内容」の欄に記載すること。

6．「取引金額」の欄には、事業年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。

　機構と関連当事者との間の取引が債務の保証の場合には、当該債務の保証の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、当該債務の保証の内容を注記すること。

　関連当事者から担保として資産を受け入れているときは、当該資産に対応する債権の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、担保の受け入れについて、その内容を注記すること。

7．「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載すること。

8．取引条件及び取引条件の決定方針を注記すること。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載すること。

9．関連当事者が個人である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、関連当事者が役職員のための共済年金である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有割合」の欄の記載を要しない。

10. 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が事業年度中に関連当事者に該当しなくなった場合には、同一事業年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については記載を要しない。